

保証期間及び保証内容

アイ・ホームでは、構造躯体、各部材等について、保証書に基づき、下の表のようにそれぞれの箇所について、保証しております

項目		保証対象	保証の対象となる現象例	適用の除外	保証期間	備考	
構造体	注1基礎	構造強度に影響を及ぼす変形、損傷、亀裂	構造亀裂、不動沈下の著しいもの	材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの。	10年	注1:必要に応じて、地盤調査を行い、その結果に基づき基礎補強又は、地盤改良等を要する場合には、これを行なう。	
	床		たわみ、振動、不陸の著しいもの				
	外壁		構造亀裂				
	内部耐力壁		たわみ及び亀裂の著しいもの				
屋根							
防水	注2屋根及び庇	雨漏り	雨漏り及び雨漏りによる室内仕上面の汚損	建物の使用に影響のない軽微な浸水又は置く外面の水たまり、表面仕上の塗装家具、調度等の汚損	10年	注2:入居者の適切な維持管理を前提とする。	
	外壁						
	外壁開口部の取合部						
構造体以外の 下地及び仕上げ	基礎	仕上材	モルタル等仕上材の剥離、損傷 床下換気口等の脱落又は破損。	収縮亀裂 白華	2年	注3:換気扇、換気孔等を含む	
	床	主要構造部以外のコンクリート部分 (内外土間、犬走り、ポーチ、テラス等)	コンクリート及び仕上材	沈下、割れ、肌分かれの著しいもの。	収縮亀裂 白華		2年
		室内床 (室内階段を含む)	下地材、仕上材及び造作	材料の変質、変形による割れ、反り、すきま、きしみ、床鳴りの著しいもの。	設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの及び過度の暖房によるもの。		2年
		外壁	下地材、仕上材及び造作	下地材の反り、狂い、仕上げ材の剥離、変形、割れの著しいもの。	構造上、機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの		2年
	天井	軒天井 室内天井	下地材、仕上材及び造作	下地材の反り、狂い、仕上げ材の、剥離変形、割れ、たれれ下がりの著しいもの。	入居者が取り付けた機器等によるもの及び過度の暖房によるもの		2年
	屋根及び庇	屋根葺材及び水切・雨押等の役物	破損、めくれ、脱落	標準以上の積雪に起因するもの	2年		
	樋	樋及び金物	脱落、破損、たれ下り	標準以上の積雪、凍結、枯葉などのつまりに起因するもの	2年		
	外壁金物	破風、鼻隠、手摺、面格子	変形、破損、はずれ	標準以上の積雪に起因するもの	2年		
	注3 建具	外部建具	建具及び付属部品	反り、建付不良、作動不良、すきまの著しいもの及び部品の故障	作動に影響しない反り、木材の軽微なひび割れ及び過度の暖房によるもの、暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の浸入		2年
		内部建具					
	塗装	外部塗装	塗装、吹付仕上面	剥離、白華、亀裂の著しいもの	歩行部分		2年
		内部塗装					
	浴室	漏水	漏水及び漏水による室内仕上げ面の汚損	家具、調度等の汚損	2年		
	防露	床・壁・天井の結露工事を行なった部分	水蒸気の発生がない暖房機器の通常の使用時による結露水のしたたり	地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの サッシ、ガラス及び浴室、便所、洗面所、非採暖室等の結露	2年		
付帯設備	上下水道	配管、水栓器具 厨房器具、衛生器具 浴槽、し尿浄化槽	配管、器具	故障、破損、取り付け、ゆるみ、支持不良	注4 2年	注4:電気、水道、ガスの供給主体又は製造メーカーの定めがある場合はそれによる 注5:ガス配管についてはガス事業法による	
	電気	配管、配線、配線器具 分電盤、照明器具、換気器具、通信器具 TEL配管、TV配管 又は配線、熱源器具	配管、配線器具、配線材料	電球、電池等の消耗品及び凍結			注4 2年
	注5カ 石油	燃焼器具 配管、燃焼器具	器具 配管、器具		注4 2年		
					注4 2年		
雑工事	外部	濡れ縁、パーゴラ、バルコニー、屋外階段等	仕上及び取り付け	材質の変質、変形、割れ、反り、すきま、ゆるみの著しいもの	2年		
	内部	造り付け戸棚、収納家具、カーテンレール等			2年		
	シロアリ	別添保証書に順ずる					

(免責事項)

1. 構造、仕様及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。
2. 通常の住まい方と異なる使用、管理に起因するもの。
3. 火災、爆発等予期しない外来事故及び予想外の地震、暴風雨、凍結等の自然現象に起因し、近隣住宅等と同程度の被害を受けたもの。
4. 入居者又第三者の故意又は過失によるもの。
5. 引渡し後、屋根にベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付けを行いこれに起因するもの。
6. 注文者の支給材及び機器類又はこれに起因するもの。
7. 請負者が不適当なことを指摘したにもかかわらず注文者が採用させた材料、部品、設備、器具、施工方法に起因するもの。
8. 仕上げのキズで引き渡し時に申し出がなかったもの。
9. 敷地周辺にわたる地盤の変動、地割れ、土砂崩れ、又は周辺環境、公害に起因するもの。
10. 瑕疵によらない自然の磨耗、さび、カビ、変質、変色、その他類似の事由による場合。
11. 契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事故による場合。
12. 保証期間経過後請負者に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。

保証期間及び保証内容

(注)本保証における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合、又は通常修理が必要と思われる程度をいう。